

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出
霧島市長 中重真一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。